

基本計画部会第 2 ワーキンググループ報告書（抜粋）

（平成 20 年 8 月）

4 経済社会の変化等に対応した統計の重点的な整備

（1）サービス活動に係る統計の整備・充実

◎情報通信サービスに関する統計の整備

情報通信の技術革新は著しく、情報サービスと通信の融合による情報通信ネットワークが急進展し、ネットワーク上に新しい情報を流通、集積し、付加価値を生み出している。しかし、情報通信サービスの利用に係る統計については、産業の実態や社会生活の変化を捉える上で十分とはいはず、時代に即応した調査内容へと絶えず見直し続けることが必要である。

▪ 情報通信業の 2 省連携による包括的な統計調査

【基本的な考え方】

- ・情報通信活動は情報サービス分野と通信分野で、相互に連携が不十分なままに、前者を経済産業省、後者を総務省がそれぞれの所管する行政分野に従って統計調査を担ってきた。そのため、調査対象の重複あるいは脱漏が生じている可能性があり、かつ調査対象範囲、調査事項の定義等が相違しているなど、情報通信業について各統計の調査結果を総合して利用することが困難であり、情報通信業の活動を網羅的・統一的に捉える必要がある。

【具体的な対応】

- ・情報通信業の分野において、総務省（情報通信国際戦略局）が実施する統計調査については、平成 22 年を目途として「経済産業省企業活動基本調査」（以下、「企業活動基本調査」という。）と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計「企業活動基本統計（仮称）」の下に統合して、大分類「G 情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。

（中略）

◎知的財産活動に関する統計の整備

知的財産の創造と活用は極めて重要な課題であり、その推進のための政策立案には、①知的財産の創造活動、②知的財産の保有状況、③知的財産の活用状況を把握し、相互に関連付けて把握する必要がある。①については、「科学技術研究調査」と「企業活動基本調査」、②については、「企業活動基本調査」、特許公報情報等（業務情報）、③につい

ては、「知的財産活動調査」があり、これらの統計情報等の総合的な利用が有益である。

(中略)

- ・ **人的資産への投資に関する統計情報の整備**

【基本的な考え方】

- ・ 人材の能力開発（教育・研修）は、人的資産への投資というべき活動であり、設備投資や研究開発と同様に重要な活動である。能力開発投資の「見える化」を図るための基礎となる投資額を把握する統計の整備が必要である。

【具体的な対応】

- ・ 人的資産への投資に関する統計情報の整備について、企業における能力開発（教育・研修）に関連する投資額を把握するため、経済産業省は、「企業活動基本調査」において所要の調査項目の設定について検討を行い、平成 21 年度までに結論を得る。

(中略)

◎企業のサービス活動（組織内活動と業務外部化）に関する統計の整備

近年、企画、企業戦略等の管理業務やマーケティング、デザイン業務等の企業のサービス活動は増大し、企業内・企業間における分業も大きく変化しているが、こうした活動は、売上高等の把握を第一義として整備されてきた既存の統計調査においては、十分に捉えられずにいた。

企業のサービス活動を明確に把握するためには、企業の本社機能をより詳細に把握する必要があり、特に、実態の把握が不十分な企業の組織内活動と業務の外部化に焦点を絞って、統計を整備する方策を検討することが必要である。

(中略)

- ・ **「企業活動基本調査」等の企業に係る統計の充実**

【基本的な考え方】

- ・ 企業のサービス活動が、企業内（事業所間）だけでなく、企業グループ内（親会社・子会社間）でどのように分担され、取引されているかを明らかにすることが必要である。

【具体的な対応】

- ・ 経済産業省は、平成 22 年 「企業活動基本調査」において、業務の外部委託状況に關し、委託の有無と金額だけではなく、委託先区分（企業グループ内、国内・国外別）を把握すること及び事業連携についても、相手先ごとに連携内容を適切に設定し、

取り組みの有無と件数を把握することの可能性について速やかに検討を開始する。

(中略)

5 既存の主な統計の点検・評価

(1) 利用者サイドの視点に立った産業統計の業種横断的な整備

我が国の産業に係る統計については、分散型統計機構の下で、各府省庁が個別行政ニーズに基づき、所管業種ごとに分野別統計を縦割りで整備してきており、業種を横断して利用するとの意識に欠けると、これまでにも批判されてきた。

これは、利用者サイドからみた場合、各統計（調査）で調査事項の概念・定義等の整合性が必ずしも確保されていないことにとどまらず、未整備の分野があつたり、対象範囲が業種ごとに相違している等、産業ごとの活動を相互比較したり、包括的に把握する際、利用上の大きな支障が生じていたことは否めない。

平成19年5月に統計法が約60年ぶりに抜本改正され、いわば、「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」への転換が図られた。新たな統計法の理念の下、公的機関の作成する統計が、国民・事業者等の利用者にとって、より使いやすい統計となることを目指して、今後、既存統計を見直し、整備することが強く求められている。

■ 企業活動に係る包括的な統計の構築

【基本的な考え方】

・近年、我が国企業の事業活動の多角化、国際化、ソフト化等の多様化が急速に進んでおり、これらの変化の状況を的確に把握することは、行政施策の企画・実施の上においても、ますます重要となっている。

・現在、企業の事業活動を調査している統計調査として、「経済産業省企業活動基本調査」（指定統計調査）、「通信産業基本調査」（承認統計調査）、「建設業活動実態調査」（承認統計調査）等があるが、これらの統計調査でカバーされているのは、鉱工業、建設業、情報通信業、商業、電気・ガス業、金融・保険業（クレジットカード業、割賦金融業）、サービス業（娯楽業、物品賃貸業等）の分野にとどまっており、全産業を横断して、我が国企業の活動の実態を網羅的に把握することができない状況にある。

・会社法の制定や規制緩和の進展等に伴って、企業組織の変更、事業内容の転換等、ますます企業活動の変容は著しく、企業活動の実態を適切に捉えるためには、全産業にまたがる包括的な企業活動に係る統計の整備が必要となっている。

【具体的な対応】

・企業活動に係る包括的な統計（「企業活動基本統計（仮称）」）を一つの基幹統計と

して指定し、その下に、産業別の企業活動に係る基幹統計調査を整備することが有効である。具体的には、「企業活動基本統計（仮称）」は各産業に共通な調査事項と固有の調査事項の統計情報から構成され、産業ごとの基幹統計調査は、現在、幅広い業種で企業活動の実態を調査している、「経済産業省企業活動基本調査」を中心にして、産業別に段階的に整備し、全産業で企業活動の実態を把握することが可能となる「企業活動基本統計（仮称）」を構築する。

・「経済産業省企業活動基本調査」を実施している経済産業省は、関係府省と協力し、全産業における企業活動に関する統計の整備を目指し、次のような措置を講ずる。

- ・「経済産業省企業活動基本調査」を実施している経済産業省と、「通信産業基本調査」等を実施している総務省（情報通信国際戦略局）は、「経済産業省企業活動基本調査」の詳細調査の実施年である平成22年を目途として、大分類「G情報通信業」に係る共管調査を実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備すること。

- ・上記の経験を踏まえ、経済産業省は、平成25年を目途として、関係府省と連携し、全産業横断的な企業活動に係る包括的な統計の整備を行うこと。

なお、総務省（政策統括官（統計基準担当））は、これらの措置が円滑に進められるよう、所要の調整を適切に行う。